

第197回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和3年12月22日(水)
午前10時00分～12時00分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第197回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和3年12月22日(水) 午前10時00分～12時00分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、萩原 清己、齋藤 利志子、小林 享、濱崎 景、
土井 弘次(代理 宮川 隆巳)、幸田 淳(代理 太田 將之)、
小川 晶、大和 勲、泉沢 信哉、神田 和生、野村 晴三
- 4 欠席委員 大澤 昭彦、田中 麻里、茂原 荘一
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 大塚課長、矢島次長、島崎次長
建築課 柳澤次長
- 6 議案

第1号議案 前橋都市計画区域区分の変更(駒寄スマートIC周辺地区の決定)について

第2号議案 前橋都市計画工業団地造成事業の決定(駒寄スマートIC周辺地区の決定)について

第3号議案 館林都市計画道路の変更(3・3・3号青柳広内線ほか4路線の変更)について

第4号議案 吉井都市計画道路の変更(3・5・17号片山田島堰口線の変更)について

第5号議案 みなかみ都市計画道路の変更(3・6・7号水上駅湯原線ほか2路線の廃止)について

第6号議案 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

第7号議案 伊勢崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第197回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝大塚課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第197回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の^ど大塚でございます。よろしくお願いいたします。

なお、コロナウイルスまん延防止のため、申し訳ありませんが、以後の説明は着座にて行わせていただきます。

それでは、まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在12名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に従って進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、委員の異動報告を行います。

(矢島次長)

お手元にお配りいたしました群審報第121号を御覧ください。

前回の審議会以降、2名の方の異動がありました。

関係行政機関の職員といたしまして、関東地方整備局長の^ど土井 ^{ひろつぐ}弘次様が退任されまして、^{わかばやし のぶゆき}若林 伸幸様が就任されました。また、関東農政局長の^{こうだ じゅん}幸田 淳様が退任され、^{おおすみ とおる}大角 亨様が就任されました。以上でございます。

(大塚課長)

続きまして、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

おはようございます。

本日は、第197回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、暮れのお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、議案がちょっと多くて、お手元の次第のとおり、審議事項が7件でございますが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(大塚課長)

ありがとうございました。

次に、議事に入る前に報告をさせていただきます。

先日、お配りしました議案書等について、内容の一部をお手元にあります修正表のとおり修正させていただきました。

大変御迷惑をおかけして申し訳ありませんが、御容赦いただければと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。丸山会長、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承をお願いいたします。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。萩原委員と濱崎委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(丸山会長)

続きまして、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(矢島次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らしまして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づいて、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、公開ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは公開とさせていただきます。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人1名入場)

(丸山会長)

事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いいたします。

(矢島次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴の方が1名いらっしゃいます。

(丸山会長)

傍聴者の方には、先程事務局からお配りいたしました傍聴要領をよく読み、遵守してください。

なお、傍聴要領に反する行為をした場合には、退場していただきますので、御注意ください。

それでは、ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案「前橋都市計画区域区分の変更（駒寄スマートIC周辺地区の決定）について」及び第2号議案「前橋都市計画工業団地造成事業の決定（駒寄スマートIC周辺地区の決定）について」を一括上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

（都市計画課・島崎次長）

それでは、第1号議案「前橋都市計画区域区分の変更（駒寄スマートIC周辺地区の決定）について」御説明いたします。

なお、本議案は第2号議案「前橋都市計画工業団地造成事業の決定 駒寄スマートIC周辺地区の決定について」と関連しますので、第1号議案と第2号議案について、一括して御説明いたします。

お手元の議案書1ページと併せて、添付図面の図-1又はスクリーンを御覧ください。

はじめに第1号議案につきまして、本議案は、市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものです。

市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街地を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることが出来る区域」と「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類があります。

本議案は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、前橋市による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

それでは、位置関係を御説明いたします。

スクリーンには、前橋都市計画区域の中央部から西部を総括図としてお示ししております。緑色の線が開越自動車道、紫色の線が国道、青色の線が主要地方道、今回の事業化に関連する部分だけではございますが、オレンジ色の線が一般県道を示しております。また、図面の中央には県庁と前橋市役所を赤い丸で示しております。

今回、区域区分を変更する箇所は「変更区域」とお示ししております、図面左上の赤線で囲まれた区域となります。一般県道南新井前橋線バイパスの沿線に位置し、また駒寄スマートインターチェンジに隣接しており、高速交通網へのアクセス性に優れた区域となっております。

お手元の議案書2ページを御覧ください。議案書の御説明をさせていただきます。

「前橋都市計画区域区分を次のように変更する。」

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」

「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

「2. 人口フレーム」ですが、本地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、産業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

お手元の議案書3ページを御覧ください。

変更理由につきましては、先ほども御説明しましたが、前橋市による新たな産業団地造成の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

なお、前橋都市計画区域が含まれる「県央広域都市計画圏 都市計画区域マスタープラン」において、本地区は「産業拠点」の新規構想として位置づけられております。

それでは、変更区域について、御説明いたします。

お手元の添付図面の図-2又はスクリーンを御覧ください。

区域をお示しする計画図です。赤線で囲まれた区域が、今回、市街化区域に編入する約20.9haの区域です。駒寄スマートインターチェンジのすぐ西側に位置しており、また南側には一般県道南新井前橋線バイパスが通っております。区域の北側から東側には午王頭川ごおうづがわが流れておりますが、この午王頭川を挟んだ対岸は吉岡町となります。

添付図面の図-3又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画についてお示ししておりますが、こちらは第2号議案の工業団地造成事業の施設配置計画と関連しますので、後ほど御説明いたします。

スクリーンを御覧ください。次に、参考として、用途地域を御説明いたします。

こちらの図は、前橋市が指定を進める想定用途地域図になります。

本地区は、第2号議案で御説明いたしますが、工業団地造成事業を都市計画決定するため、工業専用地域とする予定です。容積率は200%、建蔽率は50%に指定される予定です。

添付図面の図-4又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和3年10月5日から19日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、前橋市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

続きまして、第2号議案を御説明いたします。

それでは、第2号議案「前橋都市計画工業団地造成事業の決定（駒寄スマートIC周辺地区の決定）について」御説明いたします。

お手元の議案書4ページと併せて、添付図面の図-5又はスクリーンを御覧ください。

スクリーンには、先ほど御説明いたしました第1号議案と同じ前橋都市計画区域の総括図をお示ししております。

今回、工業団地造成事業を決定する箇所は「決定区域」とお示ししております、図面左上の赤線で囲まれた区域となります。第1号議案と同じ区域となります。

決定期限につきましては、お手元の議案書の6ページを御覧ください。こちらに記載しておりますが、本地区は高速交通網への優れたアクセス性を有する区域です。

また、昭和45年5月に首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けており、首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画法第12条で規定する工業団地造成事業を都市計画決定し、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第6条に基づき都市計画事業として施行しようとするものです。

お手元の添付図面の図-6又はスクリーンを御覧ください。

区域をお示しする計画図です。赤線で囲まれた区域が、今回都市計画事業として整備する区域でございますが、第1号議案で御説明いたしました市街化区域に編入する区域と同じ範囲となります。

添付図面の図-7又はスクリーンを御覧ください。

施設配置図について御説明いたします。オレンジ色で示した範囲を工業用地とし、灰色で道路、緑色で公園、水色で調整池をお示ししています。

道路については、適正な街区を形成するように、幅員が8mから13.25mの区画道路を配置することとしています。

公園については、周辺民地への影響や地域住民の意向を踏まえ、中央南側に配置することとしています。

調整池については、開発行為に伴う雨水の流出増に対応するものとして南東側に設置し、調整池で調整した後は午王頭川に放流します。

なお、図面右側に紫色で区画道路をお示ししておりますが、こちらはNEXCO東日本が整備した駒寄スマートインターチェンジへのアクセス道路となります。令和3年7月から駒寄スマートインターチェンジが大型車も利用可能となりましたが、これに併せましてこちらの道路は既に完成しております。

添付図面の図-8又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯でございます。今回の決定に伴い、第1号議案と同じスケジュールで手続きを進めてきましたが、公述の申出及び意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました1号議案と2号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(小林委員)

確認をしたいことがいくつかあるのですが。

今、防災の意識が非常に高いということで、特にハザードマップも周知されるようになりました。そういう状況で2号議案の調整池に関して、集水と排水計画が十分説明できるものであるのかと、つまり集水範囲ですね。それから、排水等について午王頭川に入れると思うのですが、この集水池は、その集水はどのぐらいの範囲で、どのように算出しているのでしょうか。例えば、調整池の集水、量ですね。例えば、雨量強度や雨量がどれぐらいの時にどういう風に調整して、どこの範囲から集水して、どのように排水する計画なのか。そういうことを十分説明できるようなものがあるのかどうかということをもまず1点確認したい。

あと、管理はどうするのか、集水池の管理はどなたがどういう形なのか。

この2点をまず、質問させてください。

(事務局)

調整池につきましては、治水協議をいたしまして、30年に1度の大雨を想定して、計画してございます。

それから管理につきましては、前橋市の方で管理をする予定となっております。

(小林委員)

集水範囲は、どのように算定されているのでしょうか。ここの地域、図面でいうと。

(事務局)

はい。新たに開発される区域、この赤い範囲ですね。その中の開発に伴う流出増の分に対応して、対応した分について調整するものでございます。

(小林委員)

NEXCOが供用した道路を挟んで分かれています。この第1と第2の調整池の関係はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

道路を挟んで下で繋がっておりまして、一体として一つの調整池として計算しております。

(小林委員)

分かりました。それは、十分に住民の方とか周辺の方に説明できると。30年確率で計算されているということですね。

(事務局)

はい。

(小林委員)

分かりました。もう1点ですね、特殊道路というのがありますが、4mの。図面でいうと、第2号調整池の上ですね。幅員4m、これは管理兼用道路という位置づけですか。河川、午王頭川の管理と、それから歩行者系の道路なのでしょうか。

(事務局)

そうですね。行った先が高速道路に繋がる道路になるものですから、車両が行ってしまうと、安全上よろしくないので、調整池と今おっしゃいました午王頭川の管理用道路といたしまして、歩行者が行く道としてございます。

(小林委員)

じゃあ出入口というか、それは同じですよ。

(事務局)

はい。ポラード等で進入禁止にさせていただきます。

(小林委員)

分かりました。ありがとうございます。

(丸山会長)

他はいかがでしょうか。

(神田委員)

はい。私も午王頭川のことで、災害が起きた時にこの区域ほどのぐらい浸水するのかということが一つと、あと、堤防だとかそういうのは、今回どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

洪水ハザードマップで、この地域につきましてはハザードの影響はない、という区域になってございます。そのため、今おっしゃいました堤防はございません。

(神田委員)

そうすると、そういう浸水する可能性はないということが一つと、あとはあらかじめ、

工業団地の方をかさ上げするとか、高くするとか、そういう計画もないということですか。

(事務局)

はい。高くするような計画はございません。

(神田委員)

ありがとうございます。

(丸山会長)

他にはございますか。それでは御質問もないようなので、御意見を伺いたいと思います。

第1号議案と第2号議案について、いずれも原案のとおり可決するという事によろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

続いて、第3号議案「館林都市計画道路の変更(3・3・3号 青柳広内線ほか4路線の変更)」について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第3号議案「館林都市計画道路3・3・3号青柳広内線ほか4路線の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書7ページとあわせて、添付図面の図-9又はスクリーンを御覧ください。

今回の変更路線を含む館林市を中心に総括図としてお示ししております。館林市役所を赤い丸で示し、東側には緑色で示した東北自動車道が縦断しております。

今回変更するのは、赤色で示した都市計画道路3・3・3号青柳広内線ほか4路線であり、県は今回の都市計画の変更を踏まえて、国道122号館林バイパスの整備事業を進める予定となっております。

はじめに、都市計画道路3・3・3号青柳広内線について御説明いたします。

青柳広内線は、国道122号館林バイパスの一部を形成し、都市計画道路3・3・1号南部幹線から都市計画道路3・3・4号五号線(主要地方道佐野行田線)までを環状に連絡し、開通することにより周辺の交通渋滞の緩和などが期待される幹線道路でございます。

添付図面の図-10と11、又はスクリーンを御覧ください。道路の計画線は、変更前を山吹色、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しております。

青柳広内線は、南部幹線との交差部を起点とし、3・4・14号館林邑楽線、東武鉄道小泉線と交差し、北側に向かっていきます。

今回、東武小泉線との交差部は、災害時の通行を確保することなどを目的といたしまし

て、アンダー構造をオーバー構造に変更させていただきます。

計画図の図－13、又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、青柳広内線の標準断面図になります。今回、沿線環境への影響を最小限とするため、一般部の幅員を、中央分離帯の幅を2mから1.5mに見直すことに伴いまして、全体幅員は25mから24.5mに変更となります。

また、下側に記載されているとおり、先ほど御説明しました東武小泉線との交差点について、アンダー構造をオーバー構造に変更します。

添付図面の図－10又はスクリーンを御覧ください。

次に、都市計画道路3・3・1号南部幹線について御説明いたします。南部幹線は、国道354号の一部を担い、板倉町、館林市、邑楽町を東西に横断する幹線道路であります。今回、青柳広内線との交差点につきまして、将来交通量推計の結果等を踏まえ、構造形式をオーバー構造から平面交差構造に変更いたします。

添付図面の図－14又はスクリーンを御覧ください。こちらは、南部幹線の標準断面図になります。下側に記載のとおり、構造形式について、オーバー構造から平面交差に変更いたします。なお、一般部の道路幅員は変更ありません。

次に、添付図面の図－12又はスクリーンを御覧ください。

南部幹線につきまして、館林インターチェンジ東側の国道354号線と国道354号板倉バイパスの交差点部において、整備計画がない区間が一部都市計画道路の区域となっている区域がありましたので、少し見づらいのですが、二叉に分かれている所でございます。今回、道路の区域に合わせて変更させていただきます。

添付図面の図－11又はスクリーンを御覧ください。

次に、都市計画道路3・4・46号北成島線について説明いたします。

今回、館林市が一部の区間を廃止する西部三号線のうち、青柳広内線から現道の国道122号に接続する区間につきまして、安全な交差点になるように線形を変更するとともに、一部となりましたので、名称を北成島線に変更いたします。

添付図面の図－12又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画道路3・3・16号122号線について説明いたします。

都市計画道路122号線は、既に供用を開始している国道122号バイパスのうち、埼玉県境から南部幹線までの区間となりますが、先ほど御説明した接続する都市計画道路3・3・1号南部幹線の平面化に伴いまして、計画延長及び交差点形状を変更します。

添付図面の図－10又はスクリーンを御覧ください。

都市計画道路3・4・14号館林邑楽線は、国道122号の現道を形成する都市計画道路3・4・6号西部二号線から西側に伸びて青柳広内線と交差する都市計画道路ござい

ますが、今の都市計画決定に車線数が定められていなかったことから、現在の規定に基づき今回、車線数を記載させていただきます。

続きまして、添付図面の図-15又はスクリーンを御覧ください。

都市計画の策定の経緯でございます。今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映といたしまして閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はございませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和3年9月17日から10月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、館林市からは今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいておりますが、館林市都市計画審議会の意見が付されてございました。それについて御説明させていただきます。

スクリーンを御覧ください。

館林市都市計画審議会からの御意見は、「青柳広内線と北成島線の交差部から東側の青柳広内線の整備計画が未定の中で、4車線である青柳広内線から2車線の北成島線を経由して国道122号に接続する場合、車線数の減少により交通への影響が懸念される。そのため、北成島線の整備に当たっては、交通への影響を十分考慮していただきたい。」、というものでございました。

今回、県が整備を予定している青柳広内線と北成島線の整備が完了した場合の交通量につきましては、あくまでも推計値でございますが、青柳広内線のうち、北成島線との交差部のちょっと南側に市道1-6号線というのがございます。この交差部までの間が、交通量といたしましては約18,500台程度と想定しております。これに対して、市道1-6号線との交差部から北成島線を経由し、現道の国道122号に接続するまでの区間の交通量は9,100台と推計しております。これは、市道1-6号線が2車線道路でありまして、一定の交通量を分散することが想定されておまして、これが主な理由と推定しております。そのため、北成島線の車線数は、道路構造令に基づきまして、2車線で計画しております。

いずれにしても、事業の実施にあたっては、引き続き地元の方に丁寧に説明しながら進めていく必要があると考えております。

以上で第3号議案の説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

はい、ありがとうございました。それでは、第3号議案につきまして、御意見、御質問があればお願いします。

(野村委員)

一つお聞きしたいのですが、今この青柳広内線は、南の方につきましては331号線、南部幹線からずっと南の方ですね、明和町の方は開通しておりますけども、今後、未整備に今なっています南部幹線のところの、市の斎場があると思うのですけども、そこからずっと北上していきます。

それは北上していくのですが、その上の方に未整備区間というのがありますね。それが、館林の岡野町のカワチ薬品という大きなドラッグストアがあるのですが、その区間が南部幹線から未整備の区間になっていると思います。

それで今後、これの整備の事業実施について、どのくらいの計画をしていて、想定される期間はどのくらいで考えているのか教えていただければと思います。

(事務局)

はい。県で今、事業化しております青柳広内線及び北成島線につきましては、群馬県の県土整備プランの中で、令和12年以降ということで、まだ完成期日までは明確にしておりませんが、事業着手をしております。

それで、その先の北成島線より東側の区間、東側の方にある整備済みとある環状線までの区間につきましては、都市計画決定はされてございますが、事業主体や実施時期につきましては、現在のところ未定でございます。

補足になりますが、青柳広内線の整備につきましては、南側の南部幹線から旧354というのですかね、そこまでの区間を1工区として、整備していく予定でございまして、それから先、北側につきましては、その後の状況ということで計画してございます。以上でございます。

(野村委員)

その計画というのはわかっています。

その周辺に、例えば、今、令和3年ですね。これが第1期工区というのは先ほどありましたけども、旧354のところですね、とりあえずその後、第2工区という形になると思いますが、その第1工区が例えば、今後10年間ぐらい、あるいは5年でできるとか、そのあとの第2工区が、その後また10年計画だとか、具体的な計画の年数を尋ねていますので、もしそういう計画の年数がわかっているならば、教えていただきたい。

(事務局)

すいません。まだ年数まで確定していたものがございませんので、ちょっとこの場でお答えすることができなくて、路線全体として計画してございますのが、12年以降ということで公表させていただいている程度でございます。

(野村委員)

わかりました。

それでですね、私は実はこの付近に、この地先に住んでおりまして、それでこの地域の方も意見をよく伺っております。それで非常に危惧されるのは、北成島線が起点となる青

柳広内線のところの丸部分があるのですけども、そのところで、とりあえず青柳広内線は止まってしまうんですね。

そこから北上というか、北成島線が122号線の方に行くわけですけども、非常に心配しているのは、本来この青柳広内線っていうのは、先ほどもありましたけども、佐野行田線、通称5号道路っていうところの、30数年前にも道路の混雑がものすごかったわけですね。それを迂回させようと。市内には車を、特に通過車両を市街地には入れさせないということで、青柳広内線ということで環状線を作る計画なんです。

ところが、それが、青柳広内線が途中で止まって北上しちゃうと、非常に心配しているのは、環状線の意味がなくなってしまうと。今もありましたけども、令和12年までに第1期工区から工事が完了の予定だということですけども、その先、おそらく住民の方は、もう非常に断腸の思いで、苦渋の選択で、これは決定させられたっていうあれが強いんですね。

そうしますと、せめて北成島線を造らずに、青柳広内線を東側に延伸させてもらって、122号まで繋げて欲しいと。繋げることによって、その先の未整備区間、おそらく距離にしますと1kmちょっとくらい、1.5kmくらいかな。そこの整備までが具体的に話が持ち上がってくる可能性があるかと。

もし現時点で、あそこで止めて北成島線を造ると、おそらく、私がよく知っていますから、未整備区間というのはずっと未整備区間になる可能性があります。これは果たして当時、5号道路の渋滞を解消するという当時の思いからは離れてしまうのではないかと。私はそう思うんですね。

それから地元の方は、25m道路、それから16m道路があそこにできます。今全くないところに。おそらくそれは、25年ぐらい先になるかなと思うのですが、でも、あそこの中には相当数の生活道路があります。その生活道路が、将来的にはほとんどが分断されてしまいます。やはり、今住んでいる方は、そういうことがある程度想定できるんですね。そうすると、何も今、北成島線を都市計画決定する必要がないのではないかとということになる。

地元の方の意見として、私はここで皆さんにお知らせしなきゃならない立場なんですね。だからもう少し、先ほども丁寧にお話をしていきたいということがあれば、その「丁寧」の中には、「少し期間を置くものとし」ということも、その「丁寧」の中の説明に入るのではないかなあと思うんですね。

その点をここで申し上げて、私はこの北成島線を、他4線については賛成ですけども、この北成島線だけは賛成はできません。以上です。

(丸山会長)

はい、どうぞ。

(泉沢委員)

はい。続きまして、関連で私も地元なものですから、この状況はよくわかります。

今、お話に出ていました5号道路というのは、私も地元として、先ほどあった東側の整備してあるというブルーの線、あるいは「整備済み」って書いてある一番右側ですね。私

が前橋市、つまり議会に通うときもいつも使っていますが、未整備区間と整備済み区間、つまり、5号道路という道路から迂回してきたところで、ものすごく今も混雑します。信号、何回待ちだろうというくらい。ところで、今野村さんの方からありました、もともとあった、つまり、北成島線という部分を迂回させてしまうと、環状線という想定が皆の中から消えていってしまう。未整備区間を早く整備着手させるため、そしてまた青柳広内線がそのまま122号に、4車線のままだ方が交通的にも安全なんです。そして先ほどお話がありました、地元の生活道路がすべて分断されてしまう。つまり、コミュニティーが分断されるということと同じわけですよ。

そういった意味を考えると、やはり交通経済学と、そして防災という、また地域連携ということも含めて、そして将来性を考えたうえで、敢えて北成島線を迂回させるという計画を今この時点でする必要性はないと思う。する根拠がない。

やはり都市計画決定するには、これがあるべき姿、あって欲しい姿、将来的にあって欲しい姿を決定していくことだと私は思っています。無理やり、今がこうだからってということではなくて、理想論かもしれないけれども、住民がこうなって欲しいなという描いたことに近づけていくこと、それを決定して欲しい。

そのように私も、ただいま野村委員からあったとおりでですね、追加といたしますか、関連といたしますか、意見を申し上げておきたいと思います。

ですから私も、この北成島線には賛成するのは非常に難しいというところです。

(事務局)

はい。先ほどの北成島線の箇所につきまして、説明させていただきます。

まず、都市計画決定といたしましては、北成島線が行った先が現道の122号線になります。それに並行しまして、近接しましてというか本当にすぐそばに東武線が通っております。都市計画では東武線の方は、立体交差で計画しております。

そのためにこれだけ近いものですから、国道122号の方に降ろすことが、アクセスすることが将来的にちょっと難しい状況になります。

その関係で、従前は西部3号線で市の方で中抜けをいたしましたので、その接続部分だけを北成島線ということで、今回、計画させていただいております。

仮に北成島線を暫定的にも整備しないで、青柳広内線を暫定的にも122号の方にタッチさせる場合につきましては、その東西というのですかね、挟んで交差点が連続してございますので、今、北成島線がつくところに1ヶ所交差点がございまして、さらに館林の市内の方に跨線橋の降りるところに1ヶ所交差点がございまして、これのちょうど中間点に当たるような場所に、今回、都市計画決定されてございますので、これを暫定的に整備いたしますと、交差点が近くなりすぎて、信号機を設けることがちょっと難しくなることが想定されます。

さらには、将来的には先ほど申し上げましたとおり、東武伊勢崎線は、122号東武伊勢崎線、足利館林線をすべて立体交差で越える予定になってございますので、それらを工事するときには、今、仮にタッチさせますと、手戻り工事が生じるということで、いずれ122号の方に接続させるためには北成島線は必要なものとして考えてございますので、それを整理させることを計画しております。以上でございます。

(野村委員)

不思議な答弁なのですけども、信号機の設置が非常にできない、それはもうこの近辺見れば、そういう交差点っていうか信号機の設置状況っていうのは、至るところにあると思います。それは必要なところは、やはり付けなければならないと思います。

それから、後戻り工事っていうのがありましたけども、逆に事業を、私は間違いなく青柳広内線をつくるんですよ、っていう意思表示にもなっていくのかなと思うんですね。

4車線がそのまま東にあって、122号とつながるのですけども、これは館林市の中では122号というのは西部2号線っていうんですね、西部1号線もありまして、今、西部1号線のところで止まっているわけです。青柳広内線の方から来るのが止まっちゃっているわけです。その1号線と青柳広内線が繋がって初めて、当時の30数年前の都市計画道路ができるわけです。やっぱりそれを向かっていこうにするには、どうしても先に122号まで4車線をつなげる。あとは、立体交差にする前にランプ形式にすれば、別に全然問題なくできると思うんですね。わざわざ16m道路を、あそこの300数mの分ですかね、そこをすることによって、将来的な生活様式、地域の方がものすごく変わるんですね。青柳広内線ができるだけでも、農家の方がすごく心配するんです。自分の家の畑、田んぼが道路の向こう側に行っちゃうんだけども、でもそれはもう仕方ないと。でも、16mができるだけで、この入れる人たちはどうやって出て行くのだろうっていう、そういうことまでやっぱり想定するんですね。

だからやはり私は今、計画決定をしなくても、もう少し丁寧に説明をしてあげる、その期間を持つっていうのが、令和12年以降でも十分間に合う期間があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺のところを考え直していただければと思います。以上です。

(丸山会長)

地元以外の先生方で、どうでしょうか。御意見、御質問でも結構です。

(神田委員)

地元の方がそう話しているのに、誰が頼んでこの決定をしたのか、すごく気になるのですけど。どういうことなんですかね。

(丸山会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

ちょっと今、少し変な説明だったところがあるのですが、単純に信号が設置できないというだけではなくて、先ほど交通量の話がありましたよね。四車線で先に行くと、交通量の説明があって、これは交通量推計の中で、しっかりとその交通量が途中で分散して行って、最後、交差点のところでは、ある程度交通量が減るので、この捌けますということで御説明させていただいたのですけれども、さらに先ほどの交差点が近くなってくるっていうのはそれなりにやっぱり信号も詰まってくるので、そういう意味では交通をスムーズ

に流すという意味では、交差点が近くなることによって、やはりその障害の要因にはなってくる。その一つの計画としての要因、ということで御理解いただければと思います。

あと、途中の段階の整備の話で、いろいろ県の方から地元の方にも説明をしていて、そこが少し足りない部分もあるのかなというのはある。そこもしっかりと丁寧に説明していく必要もあると思うんですけど、その途中の工事の段階でどう計画をしていくかとかですよ。

あと今回この都市計画、あくまでも当然、その先線の話がありましたけれども、そこは先線として今計画決定されていますので、全体のその道路のネットワークとして、どう計画することが一番理想かということも考えつつ、今回、計画の変更の方もさせていただいているところもあります。

その北成島線のところの先ほどの線形がちょっと変更になりますというの、最終的にやっぱり将来的にも、環状線が繋がった時にも、現道の122号には当然交通を降ろさなければいけないと思うんですけども、そのときにどういう形が理想になるのかっていうことも含めて、線形の方は今回変更させていただきます。

そういった意味では、単純にその部分だけの話ではなくて、全体のものを考えながら計画決定をしていくという、その中であくまでも計画決定ですから、それが決定されたところで、その暫定的に今度は県道122号、今の計画されているところのアクセスとして、どういうふうに整理をしているかというところは、我々の考えなり地元の方への御理解等もあって説明ということになるとは思っています。

ですので、あくまでもその全体としての計画決定というのは是非させていただいた上で、その上で、どういう風に整備をしていくのかというところが、これからも我々の課題ということで、ぜひ御理解いただければと思います。以上です。

(泉沢委員)

はい。先ほど申し上げたように、全体的を見た場合に、東武線のオーバブリッジでいく計画が最終的にあるんだということですよ。それが何年後になるかっていうのは、未整備地区の問題にも関わってきますよね。

それが20年後になるのか30年後になるのかわからないけれども、ひょっとしたらこの北成島線を作らなくても、ここで決定しなくても、同時にこの北成島線を作るような時期には、もうオーバブリッジで未整備地区を解消していける可能性だってあるじゃないですか。全体的を見たら。その平面上ではなくて、時間的なことの全体を見たら。

だから無理やり北成島線をつけて、無理やりの道路をつける決定を今する必要はないという風に申し上げているのです。全体的を見たら。将来像は全体を見て、揃えるんですよ。それが都市計画決定でしょ。無理やり今、変更する必要がどこにある。根拠がないよ。全くない。

将来的にはオーバブリッジで東武線を超えるんだよ。それは全体的ですよ。全体的に見て、なんで迂回する道路が必要なの。今、この都市計画決定で。30年後になるかもしれないんですよ。ここにいる誰もがいなくてもいいかもしれない。その時代になることを、我々はちゃんと計画しなきゃいけないんだよ。

(事務局)

すみません。一応確かに暫定的ということで今、県土整備プランで12年度以降という期限の中で、今の北成島線を含めた区間の整備をしていこうというのが今の我々の計画であるわけなんですけれども、その中でいずれにしる、最終的に今の現道のところへタッチしていく方法は、現時点で、一応検討はしなくちゃいけないというものがあるものですから、そういった意味で計画検討をまずさせていただきたいというのが、今我々の考えていることになります。

(泉沢委員)

必要はない。

(小川委員)

今、ちょっとお話を伺って、こういう計画ってやっぱり県と地元の自治体で連携していかないと上手くいかないと思うのですが、北成島線については、館林の都市計画審議会からの意見であったり、意見もやわらかく入ってはいるのでしょうか、ここについてはもう少し議論をしていただきたいというような印象が強いかなと思いました。

今、泉沢委員からあったように、例えば今回、北成島線の部分だけ外すといいですか、一緒に審議しないと他の4つの路線について何か計画が遅れるとか、支障があるのでしょうか。

(事務局)

はい。都市計画係長の寺内です。

今の御質問ですが、議案とすると今回はですね、路線全体の計画ということで議案を出しておりますので、今後、分離するかどうかも含めて検討になるんですけども、分離することになれば計画が変わりますので、手続きとすると、もう一度実施するような形になるかと思えます。

都市計画手続きは、ここまで来るのに法定でだいたい半年ぐらいかかっているのですが、またその手続きを、もう一度実施するような形になるかと思えます。

(丸山会長)

議案としては、全部取るか、取らないかということです。

(小林委員)

本日、上程された事案の内容は、一つは構造形式を変えるという話、それから、線形を一部変更するという話、それから従来漏れていた内容ですね、これを変えるという話ですね。ここで都市計画決定しないということであれば、今までどおりということになります。要するにこれまですでに決定されているとおりに、当面は進むということになります。

今お話になっているのは、北成島線の、これは線形の変更ということになります。であればそれが、ここで認められないということで、従来どおりの線形で進むことになります。これまでの都市計画決定されているとおりに進むと。

事業が実施されるかどうか、共有されるかどうか、その見通しについては、また別の話であって、ここの審議会で上程されれば、今度、この構造形式の変更について、妥当なものであるかどうかという判断。それから線形の変更について、これが妥当なものであるかどうかという判断。それから従来記述が漏れていった内容について、それを増やすということがどうかという判断、それのみに尽きるわけですね。ですから、地元の方が要望されているような話は、実は本日の事案・議題の内容ではない。それはまた別のところで、事業計画等の委員会等でお話をしていただければよいと思います。少なくともこの都市計画審議会で判断する事項は、従来通り、先ほど言ったその3点の変更についてですね、妥当なものであるかどうかという判断に尽きます。以上です。

(丸山会長)

どうでしょうか。

(神田委員)

先ほどの小林委員の話なんですけど、今、館林在住の方から、当然委員・県議として住民からの声も聞いたという話もあったのですが、それはどうでもいいということなのかね。

(小林委員)

そういうことではなく、それを議論するのは別の場所です。

都市計画審議会は、本日、上程された事案について、3点について、妥当なものであるか、事業が実施されるかどうかとか、その見通しについては、ここで議論する話ではないという話です。もし、それがいい場合にはですね、これまでに決定された、要するにすでに都市計画決定されていますから、線形については今までとおりでですね。それから構造形式については、アンダーパスからオーバーパスに変更され、それが認められない場合は従来通りのアンダーパスで、県としては、今これまでに決定されたとおりに進めていくしかない。

地元委員の方がおっしゃっていた話は、ここで議論する話ではないということです。ここでは先ほど申し上げたように、議論するのは、従来の都市計画決定された内容について、今回県は構造形式を変えました、線形を変えました、漏れた記述を、記述されていなかった内容の一部を入れました、それだけなんです。それが妥当なものであるかどうかを審議するのが、この都市計画審議会の話です。何年後、何年後に共用されるかどうかという話は、この議論ではなくて、別のところで議論する話です。別に地元委員の方の意見を無視するわけではなくて、その自分の地元の委員の方が言う話については、他のところで反映されるべきですね。

例えば、事業の推進といったところですね。

(神田委員)

はいわかりました。ありがとうございます。ということは、ここで通してしまえば、ただ決まってしまうということですか。

(小林委員)

これは先ほど言ったように構造形式を変えた、アンダーパスから水害のようになってしまったりするので、オーバーパスに変えました。その都市計画の変更、構造形式の変更はいいのか悪いのか。それから線形を一部変えました、それから二車線の記述が漏れていたのので、それを入れました、その内容について妥当なものですか、変更相当のものですか、って議論をこの場でしていただければと思います。

(丸山会長)

はい。議長としての考えでございますけど、審議会の議案の審議の意義っていうのでしようかね。それは今おっしゃったとおりであります。

この件についてさっき御紹介がありましたけど、館林市の都市計画審議会から要望が出てございますが、その要望というのはさっき御紹介があったように、4車線から迂回がいきなり2車線になったと、それは4つがいい。それは危ないのではないのでしょうかっていうことだけでございますから、道路をつくること自体がどうだというのではなくて、その技術上の配慮を十分してください、という要望が出ていると。

それに対して県のお答えは、途中で捌けちゃうから大勢がそこまで来ることは、あまりないのではないのかというような御意見だったと思うんですね。多分、そのところだけですよ、曲がっちゃうので。実質のことを言うと、こうやって曲がって繋がっちゃうと、用は足りたと、こっちはほったらかしにされるというのが、多分、地元の心配だと思うんですね。この未整備ですけど、計画としてはあるわけですよ。だからそれをとにかくやれという、またそれは別の政治課題みたいな話にはなるのかなとは思いますが。

(野村委員)

今、小林委員さんも言ったことはごもっともだし、私の方も納得をしました。

あと、丸山会長さんの方もわかりますけど、実はこの記述は、一方通行というか、片方だけの記述なんですね。要するに我々とすると、先程私が言ったことがもっともなんです。青柳広内線でそのまま4車線につなげてくれと。これはそういう色々な理由はあって、北成島線にくっつけるんですよ。

そうした場合、それじゃあ北成島線の線形が非常に鋭角で危ないのだから、だったら、もう少し各交差点の角度を変えてくれと、そういうのがこれなんですね。妥協というか、もう諦めて、これが出たわけです。

ただ、本当の話っていうのは、これの前の話はその西部3号線が全部廃線になったわけですね。ところが、廃線だったのを一部だけ、こういう風に122号につなげると。そうじゃなくて、元々の意見は青柳広内線をそのまま122号にくっつけてくれと。それが駄目だから、こういうので、だったらその線形がおかしいだろうと、4車線が急に2車線になったと。しかも角度がおかしい、危ない角度だと。だったら角度をもう少し変えるかっていう。そういうのは、妥協をした後の意見なんですよ。おおむねの意見ではそうじゃないんです。

ただ、たまたまこういう機会、私が地元で、しかもこれが30数年前に都市計画決定された時もよく知っているんです。地元の間人ですから。その話からかなり変わっていて、

地域も悲しい話なんですけども、地元での説明の時には、これはもう都市計画決定された道路です、っていうのが一番頭にあるんですよね。そうするともう変えられないと、これやるんですよというので、結局、仕方がないからっていうようなことで、その事業に協力しているんです。

ただ、地元の意見とか、協力するのがせめて地元の要望だけだというのは、この要望はこういう風ですよっていうのは、たまたま今日こういう風なところで発言できる、ちょっと議案とは関係なかったかもしれないけども、発言できる機会を得たということでご理解をいただければと思います。

(丸山会長)

それでは他の議案もございますので、御意見を伺いたいと思います。反対意見もございましたので、挙手でちょっと伺いたいと思います。

本議案を議案のとおり決定するというので、賛成の委員は挙手いただけますか。

(賛成3名)

(丸山会長)

賛成3名。反対の方は。

(反対7名)

それでは反対が多いので、本議案は否決されたというふうにさせていただきます。

続きまして、第4号議案「吉井都市計画道路の変更(3・5・17号 かたやまたしませきぐらせん 片山田島堰口線の変更)について」を上程いたします。

(都市計画課・島崎次長)

続きまして、第4号議案、「吉井都市計画道路3・5・17号 片山田島堰口線の変更」について、御説明いたします。

お手元の議案書15ページとあわせて、添付図面の図-16総括図又はスクリーンを御覧ください。

今回の変更路線を含む吉井都市計画区域の西部と隣接いたします甘楽都市計画区域の北部を総括図としてお示ししております。薄い緑色の線が、高崎市と甘楽町との行政界となっております。図面下側には濃い緑色の線で示しております上信越自動車道が東西に通っており、図面上部には左側から右側に水色で示しました鑓川が流れております。

本都市計画道路は、国道254号バイパスを起点とし、甘楽都市計画道路3・5・7号新屋にいや駅天引線との接続点である行政界を終点とする、延長約300m、基本幅員12mの幹線街路で、都市間の連携及び市街地内の安全で円滑な交通を担うべき道路として位置付けら

れております。今回変更となる区間は、本路線の全区間で、赤色で示してございます。本路線は、周辺が甘楽町に囲まれており、付近の甘楽町地内では、図面中央部の紫色で着色しております金井北住宅団地、ピンク色で着色している甘楽第一産業団地が整備されております。また、図面中央部を東西に横断する上信電鉄の上州新屋駅の移転・駅前広場の整備など様々な事業が進められております。

変更理由につきましては、お手元の議案書の16ページを御覧ください。こちらに記載しておりますが、今回、道路の利用形態や周辺環境に合わせて詳細設計を実施し、道路の線形を見直し、周囲への影響を抑えた道路計画へ変更するものであります。

添付図面の図-17計画図又はスクリーンを御覧ください。

今回の都市計画道路変更の計画図を示してございます。図面上部が北となっております。

赤色で着色しておりますのが、今回の変更対象路線となります片山田島堰口線です。先ほど変更理由を申し上げましたとおり、今回の変更は、線形を見直し、現道を最大限に活かす計画とするものでございます。そこで計画図をさらに拡大してお示しします。

参考資料の計画図又はスクリーンを御覧ください。

先ほどの計画図を拡大して示しております。図面右側が北となっております。山吹色の線が変更前の区域を、赤色の線が変更後の区域を示しております。また、こちらの図では現道を灰色で着色して示してございます。図に示しますとおり、変更後の計画は中央部付近から終点部にかけて、図面では上側ですね、西側へ線形を振る形となっております。現道をより活かした線形となっております。

添付図面の図-18参考図又はスクリーンを御覧ください。

本路線の標準断面図を示しております。

今回の変更は線形及び幅員の下幅決定への変更のみとなりますので、標準断面図に変更はありません。

添付図面の図-19参考資料 又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画策定の経緯でございます。今回の変更に伴い都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はございませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案につきまして、令和3年9月21日から令和3年10月5日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧を供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、高崎市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で、第4号議案の説明を終わりにいたします。

よろしく願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。

それでは、第4号議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

図17の、こちらの方のお話ではないですが、甘楽都市計画部分の幅員、これは細いような気がするのですが、これとの関係はどうなっているのでしょうか。平面図で見ると、点線で示されているのは。

(事務局)

南側の区間ですかね。

(小林委員)

そうです。今回のこの事案じゃなくて、点線の区間の。

(事務局)

さらにその下の国道254号との交差部のところの部分が、従前の都市計画決定、この前の前の変更の時にやりました都市計画決定で、今回これ見て狭くなっている部分は、今回、都市計画決定する部分と同じの12mになってございます。

(小林委員)

ちなみに、広いところの幅員はどれぐらいでしたか。歩道付きのやつ。254の南側の甘楽の方の都市計画道路で、点線で示されている、途中で狭くなっている。

(事務局)

交差点付近ですかね。

(小林委員)

交差点付近の細くなっているところです。

(事務局)

はい。一番南側の国道254の交差部あたりのところにつきましては、14mでございます。

(小林委員)

北上して、途中から14mから変わるから細くなっているということですね。

わかりました。ありがとうございます。

(丸山会長)

他には何かございますか。それでは御意見を伺いたいと思います。

本議案について原案の通り決定するという事で、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

異議がないものと認めまして、原案のとおり決定いたします。

道路関係は、もう一本あります。

第5号議案「みなかみ都市計画道路の変更（3・6・7号 水上駅湯原線ほか2路線の廃止）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(都市計画課・島崎次長)

それでは、第5号議案「みなかみ都市計画道路の変更（3・6・7号水上駅湯原線ほか2路線の廃止）について」御説明いたします。

お手元の議案書18ページとあわせて、添付図面の図-20又はスクリーンを御覧ください。

本議案は、令和2年度に策定したみなかみ町都市計画道路見直し計画に基づきまして、3・6・7号水上駅湯原線、3・6・8号湯原鹿野沢線、3・6・9号水上駅鹿野沢線について、都市計画を廃止するための変更を行うものでございます。

スクリーンには、みなかみ都市計画区域の北部であります、水上温泉街を中心とした区域を総括図としてお示ししております。緑色の線が関越自動車道、紫色の線が一般国道291号、青色の線が主要地方道沼田水上線であり、みなかみ町役場水上支所を赤い丸、JR水上駅を白い四角で示しています。

今回都市計画を廃止する3路線は、黄色い線で示しております。まず、3・6・7号水上駅湯原線は、JR水上駅を起点とし、湯原字下川原を終点とする、延長約1,362m、基本幅員8mの幹線街路です。本路線は、起点部で主要地方道沼田水上線と重複しています。

続きまして、3・6・8号湯原鹿野沢線です。湯原鹿野沢線は、湯原字諏訪原、図面にありますように水上児童館付近を起点としまして、鹿野沢字前原、上にありますSL公園付近を終点とする、延長約1,460m、基本幅員8mの幹線街路です。本路線は、国道291号と一部重複、終点部で主要地方道沼田水上線と重複しています。

次に、3・6・9号水上駅鹿野沢線につきましては、JR水上駅を起点とし、鹿野沢字上野原、図面のSL公園付近を終点とする、延長約260m、基本幅員約8mの幹線街路です。本路線は、全線が主要地方道沼田水上線と重複しています。

以上の3路線において、国道や主要地方道と重複している区間は概成済みですが、それ以外の区間については、都市計画決定当時から未着手となっています。

添付図面の図－２１又はスクリーンを御覧ください。

こちらは計画図になります。図面の左が北となっています。黄色で着色していますが、今回都市計画を廃止する３路線です。

本３路線の廃止理由ですが、先ほど説明したとおり、都市計画決定当時から長期にわたり未着手であるほか、幹線道路であります、国道２９１号や主要地方道沼田水上線が整備されたことにより、都市計画決定時に比べて必要性が大きく低下しており、廃止しても道路ネットワーク上支障が無いことから、全線廃止するものでございます。

添付図面の図－２２又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、今回都市計画を廃止する３路線の標準横断図です。３路線ともに、基本幅員８．０ｍで現在都市計画決定されております。

続きまして、添付図面の図－２３又はスクリーンを御覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯でございます。今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和３年１０月５日から１０月１９日までの間、都市計画法第１７条第１項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第１８条第１項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、みなかみ町からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第５号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまのみなかみの第５号議案でございますが、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

ちょっとリモートになったので、この公聴会は、全体を通してどういう形で進められたのでしょうか。対面はしてないわけですね。公聴会の扱いは今、県としてはどういう体制を取られたのでしょうか。全体をとおしての質問なのですが。

(事務局)

都市計画課、寺内です。公聴会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分配慮しながら、実際のところ当日意見が出ていなかったもので、実際には開催はしていませんけれども、開催された場合には、広い会場で換気に十分注意した上で、ソーシャルディスタンスを取りつつ、もちろんマスクもしつつ、一応開催する予定でやっ

ておりました。以上です。

(小林委員)

はい。ありがとうございました。

(丸山会長)

よろしいでしょうか。

それでは、第5号議案につきましても、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、原案の通り決定させていただきます。

次に、第6号議案「高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・柳澤次長)

それでは、建築課の柳澤から説明させていただきます。議案書21ページを御覧ください。

本件は、高崎市長が建築基準法に基づき、高崎都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置に係る許可に際しまして、都市計画上の支障の有無を付議するものであります。

議案書22ページを御覧ください。施設の概要と付議理由を記載しております。

はじめに、表の中の施設概要ですが、名称 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域 工業専用地域、申請者 群馬県高崎市倉賀野町2465番地4、株式会社環境システムズ、所在地 群馬県高崎市倉賀野町字乙^{おつだいどうみち}大道南3250番7、敷地面積 5,289.27㎡、主な施設 産業廃棄物処理施設、処理能力ですが、廃プラスチック類の破砕が一日307.6t、木くずの破砕が一日359.1t、がれき類の破砕が一日737.5tとなっています。

また、表の下は付議理由となります。

内容としましては、都市計画区域内の産業廃棄物処理施設は、建築基準法第51条に基づき建築等が制限されていますが、特定行政庁である高崎市が県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限りできることとなっております。

本件ですが、現在の敷地において平成18年に建築基準法第51条に基づく許可を受けて産業廃棄物処理施設を設置しましたが、施設の増築及び処理能力の変更が許可不要で行える範囲を超える計画であることから、再度の許可に際し付議するものです。

なお、施設の具体計画等につきましては、許可事務を行う高崎市建築指導課から説明をお願いします。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

高崎市建築指導課の齋藤と申します。よろしく申し上げます。第6号議案について、引き続き、説明をさせていただきます。

申請者の株式会社環境システムズは、平成8年5月27日に設立し、現在では、産業廃棄物・一般廃棄物の収集・運搬・処理、土木・建築等の建設業、ビルメンテナンス等を行っております。今回の計画では、ホームセンター、建設現場等で発生する廃プラスチック類、木くず、がれき類を破碎処理する施設を増築し、破碎後の処理物を再生資源となる原料や燃料としてのリサイクルをする計画をしております。

それでは、まず、お手元の図-1、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、高崎市の都市計画図でございます。図面の上が北となります。中央、「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。申請地は、倉賀野駅や倉賀野小学校から南東に直線で約1.4キロメートル離れた、工業専用地域に位置しております。

搬入搬出路は、中央矢印のとおり、一般県道和田多中・倉賀野線から市道^{アイ}I908号線が経路となっております。

続きまして、お手元の図-2またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、付近見取図となります。図面の上が北となります。申請地から300mと100mの範囲を示しております。赤でお示したものが、今回の申請地でございます。黄色でお示したものが住宅、水色でお示したものが工場となっております。最も近い住宅までの距離は、申請地から北東に約120mでございます。なお、100m程度の住宅等所有者に対して、今回の施設計画に関する説明を実施しましたが、反対意見等は出ておりません。

続きまして、お手元の図-3またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、配置図です。図面の上が北となります。黄色で塗られた部分が新築となる建築物でございまして、産業廃棄物処理施設となっております。その他の白色につきましては、既存の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設となっております。

緑色で塗られた部分は、緑地帯を示しております。

雨水については、敷地北東に設けました集水枡にて水路へ放流しております。搬出入車両は南西出入口より入出場いたします。赤矢印が搬入車両の経路、青矢印が搬出車両の経路となっておりまして、施設へ入る前に台貫にて重量を計測し、荷下ろし後、再度台貫にて重量を計測する事で搬入した重量が分かるようになっております。

続きまして、お手元の図-4、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、先程お示した黄色の建築物の平面図でございます。図面の上が北となります。この平面図では、処理動線を示しており、赤色の動線が破碎前の廃棄物の流れを、青色の動線が破碎後の処理物の流れをそれぞれ示しております。建物南側から搬入、受け入

れし、手選別等による選別、品目ごとの一時保管の後に、破砕機に投入します。投入は、図面記載の油圧ショベルを使用しております。

続きまして、お手元の図-5またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、処理工程となります。ホームセンター等の事業者、建設現場等から写真左のような各品目の廃棄物を受け入れ、選別、破砕処理し、右にお示しする原料や燃料等の処理後物（しりごぶつ）として、再生工場等へ搬出される流れとなります。

続きまして、お手元の図-6、またはスクリーンを御覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。左上の廃棄物処理施設の事前協議につきましては、市関連部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和3年10月19日付けで終了しております。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可等の関係法令の手続を経て、令和4年4月頃着工し、同年10月頃から施設の運営が開始される計画となっております。

お手元の図、スクリーンによる御説明は以上となりますが、補足説明をさせていただきます。

高崎市では「産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準」を定めており、位置の妥当性、搬出入路の妥当性、施設計画の妥当性及び環境・公害対策の妥当性の4つの基準を定めております。

そこで、今回の施設計画を、この基準に沿って確認した抜粋を申し上げます。

位置の妥当性については用途地域が工業専用地域であり、過去に同許可を受けた敷地でもあることから、妥当な位置で施設が計画されております。

搬出入路の妥当性としては、国道や県道等、適切な道路幅員を有する経路が確保されております。

施設計画の妥当性については、近隣への騒音等の配慮として設備機器や作業スペースは各建屋内に確保し、緑地帯や従業員の駐車場が適切に確保され、また、経路の道路上に搬出入車両が滞留しないよう、搬出入は予約制とし、万が一重複した際の待機場所として、敷地内に十分なスペースが確保されております。

環境・公害対策の妥当性として、騒音、振動等が生活環境影響調査から法令規制内の計画であり、かつ、近隣や地元区長への説明がなされ、反対意見等が無いなど、許可審査基準に適合している計画であることから、本施設の敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(丸山会長)

ありがとうございました。

それでは、本案について、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

敷地内の、雨水の水路放流っておりますが、これは最終的に烏川の方に行くんですね。

(高崎市)

はい。そのとおりでございます。

(小林委員)

そのまま烏川の方に持って行って、そのまま烏川に入るとのことですね。

(高崎市)

はい。

(小林委員)

ありがとうございました。

(丸山会長)

はい。どうぞ。

(神田委員)

ごみの処理前の保管と、処理後の保管のことですが、廃棄物ごとに別々にしなければいけないのではなかったかなと思うんですけど、その辺については。

(高崎市)

処理前は、処理品目ごとにまず保管されます。そして、破碎後もまたその破碎後の品目ごとに分類して、一旦保管という形になります。以上です。

(神田委員)

廃プラスチック、くず、がれきで3つに分かれているじゃないですか。それをどういふふう保管するのでしょうか。区分が分からなくなることもあるのでは。

(高崎市)

処理品目ごとに直置きのもの、あるいはコンテナを使ったり、またはフレコンパックという風に区別して、場所と容器の整理の仕方を区別して、保管しております。以上です。

(丸山会長)

はい。大丈夫でしょうか。

(神田委員)

はい。

(丸山会長)

それでは、本案について、御意見をいただきたいと思えます。本案について、都市計画上の支障はないと決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

最後になります、第7号議案「伊勢崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から御説明をお願いします。

(建築課・柳澤次長)

続きまして、第7号議案、伊勢崎都市計画区域内、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、説明させていただきます。議案書23ページを御覧ください。

本件は、伊勢崎市長が建築基準法に基づき、伊勢崎都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置に係る許可に際し、都市計画上の支障の有無を付議するものです。

次ページ、議案書24ページを御覧ください。施設の概要と付議理由を記載しています。

はじめに、表の中の施設概要ですが、名称 伊勢崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域 指定なし、申請者 埼玉県本庄市児玉町共栄330番地1、スゴー運送株式会社、所在地 伊勢崎市長沼町字東山3545番2、敷地面積 2,181.56㎡、主な施設 産業廃棄物処理施設、処理能力ですが、廃プラスチック類の破砕が、一日29.1t、木くずの破砕が一日35tとなっています。

また、表の下は付議理由となります。

内容としまして、都市計画区域内の産業廃棄物処理施設は、建築基準法第51条に基づき建築等が制限されていますが、特定行政庁である伊勢崎市長が県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限りできることとなっています。

本件は、所在地において一日の処理能力が5tを超える廃プラスチック類、及び木くずの破砕を行う計画であることから、許可に際し付議するものです。

なお、施設の具体計画等につきましては、許可事務を行う伊勢崎市建築指導課から説明させていただきます。

(伊勢崎市建築指導課・田島課長)

伊勢崎市建築指導課長の田島と申します。

第7号議案についての補足説明をさせていただきます。

申請者のスゴー運送株式会社は、運送業として昭和62年にスゴー運送有限会社を設立し、平成7年にスゴー運送株式会社へ商号変更を行い、運送業の一環として平成16年に

産業廃棄物収集運搬業を取得し、現在に至ります。約40年に渡り運送業を操業しておりますが、本社の周辺住民からの苦情等はありません。

現在は、本社のある本庄市に積替え保管施設を設置し、収集運搬業で集めた産業廃棄物を他社中間処理施設に運搬しておりますが、自社の責任において中間処理を行うべく、今回、当該地において産業廃棄物の選別・破碎施設を計画いたしました。これにより廃棄物の再資源化の効率を高め、さらに循環型社会の形成に寄与していきたいと考えております。

お手元の図-1、または、スクリーンを御覧ください。

こちらは、伊勢崎市の都市計画図でございます。

図面の上が北、下の赤い丸が申請地になります。申請地は伊勢崎市の南部に位置しており、市役所から直線距離で約6.2kmの工業専用地域に隣接した市街化調整区域内に位置しております。

申請地から最も近い学校は、直線距離で北西約1.8kmの豊受小学校でございます。

また、最も近い病院は、直線距離で北に約2.2kmの原病院です。なお、申請地の南は利根川となっております。

次に、搬入・搬出の経路を説明いたします。経路は緑色で示しております。西方面からは、国道462号から市道を通り、申請地へ至ります。

東方面からは、県道境島村・今泉線から市道を通り申請地に至ることになります。

続きまして、お手元の図-2、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、付近見取図となっております。

図面の上が北、中央の赤く塗られた部分が申請地になります。

図の赤い丸は、申請地の敷地境界線から300mの範囲を示しております。こちらは、廃棄物処理法事前協議における事業周知規程の範囲を示しております。

申請地に接する土地利用状況でございますが、北は工業専用地域の南部工業団地であり、工場などの利用となっております。また、南は利根川の堤防となっております。

申請地に最も近い住宅は東に、直線距離で約144mとなっております。

申請地の周辺には、学校、病院、診療所、図書館、保育所及び公園など特に静穏の配慮が必要な施設はございません。

周辺住民等への周知については、回覧板により事業計画を回覧し、最も近い住宅へは個別訪問をさせていただきました。また、地区役員等に参加していただき、勉強会という形で今回の計画について説明をさせていただき御理解をいただいております。

なお、前面の市道に関しましては、通学路の指定はございません。

続きまして、お手元の図-3、またはスクリーンを御覧ください。こちらは配置図になります。

図面の上が北を示し、上に建築物面積表と凡例を示しております。

敷地面積は、2,181.56㎡で敷地境界線を赤線で示しました。

図面の黄色が廃棄物処理施設として利用する施設となっております。

敷地に対する車両の出入りは、搬入・搬出車両の出入口を東側に、その他の車両の出入口を西側に設けております。

搬入・搬出車両は、1時間あたり1台程度の計画ですが、路上駐車を防止するため、台貫の横に待機スペースを確保してございます。

緑地帯は薄い緑色で示し、敷地内周囲へ配置する計画となっております。

雨水は雨水貯留浸透槽にて浸透させる計画となっております。

続きまして、お手元の図-4、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは搬入から破碎後の保管までを示す動線図になります。

先ほどの図-3、黄色で表示した廃棄物処理施設の平面を表しております。

図の右下、台貫を御覧ください。

搬入車両は東側出入口から入場後、台貫で計測を行い、青い実線の矢印の流れに沿って、選別の上、青塗りの品目毎に分けられた破碎前の保管場所へ移動いたします。

その後、破碎される廃棄物は、青い破線の矢印の流れに沿って、品目毎に重機を使用して破碎機へ投入いたします。

投入口へ入りきれない廃棄物につきましては、重機を使用して投入できるサイズまで小さくいたします。

廃プラスチック類と木くずについては、破碎機から接続されたベルトコンベアにより、それぞれの破碎後の保管場所に堆積させます。金属くず・繊維くずにつきましては、重機によりそれぞれの処理後の保管場所へ移動いたします。

破碎や堆積に伴って発生する粉塵については、集塵機や散水設備を設け、粉塵を防止する計画としております。散水についてでございますが、ミスト状による散水であり排水はございません。

建物の外へ漏れる騒音対策としては、外壁は十分な遮音性能のあるALC壁、出入口は車両が出入する以外は閉鎖し、作業を行う計画としております。振動対策としては、建物基礎とは別の独立した破碎機用基礎を設け、振動防止ゴムにて周囲を絶縁します。騒音・振動・粉塵に対して、周辺の地域住民等へ適切に配慮した計画となっております。

続きまして、お手元の図-5、またはスクリーンを御覧ください。こちらは破碎後の保管場所から搬出までを示す動線図になります。

搬出車両に、赤塗りの品目毎に分けられた破碎後の保管場所から赤い実線の矢印の流れに沿って積込し、台貫で計測を行い、東側出入口から退場します。

続きまして、お手元の図-6、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、処理工程図になります。

搬入される品目は、群馬県及び近県の建設工事現場から出る廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、廃石膏ボードです。

先ほど御説明した流れに沿って、廃石膏ボード以外を選別・破碎を行って、右にお示します燃料などへ再資源化を図るものです。

破碎後のイメージにつきましては、真ん中、木くずの場合、概ね50mm程度のものとなります。

なお、廃石膏ボードは破碎せず、選別のみを行い、処理委託先にて再資源化をします。

続きまして、お手元の図－7、またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、廃棄物処理施設の設置手続きの概要でございます。

1の廃棄物処理施設の事前協議でございますが、令和元年11月14日付けで事前協議が開始され、令和3年7月2日に事前協議は終了しております。

また、2の廃掃法に基づく施設の設置許可でございますが、令和3年7月30日付けで許可申請書を提出しており、令和3年11月15日に許可をいただいております。

3の建築基準法の手続きについては、中央の着色部分をご覧ください。建築基準法第51条ただし書きに基づく許可の申請につきましては、令和3年11月15日に提出されております。

申請者の意向では、許可が得られたのち、建築確認及び関係法令等の手続きを経て、施設の稼働開始は、令和5年4月頃を予定しているとのことです。

スクリーンによる説明は、以上となります。

続いて、都市計画上の支障の有無について、補足説明をさせていただきます。

計画施設は、建築物の工事現場などで発生する産業廃棄物を受け入れ、それらを破碎処理し、再製品化するなど、循環型社会の推進に寄与する、社会経済上必要な施設でございます。

申請者は、昭和62年より、運送業を行っており、本社のある本庄市の地域住民と良好な関係を保ちつつ、40年以上にわたる操業を継続しております。

また、申請地の属する地元区長と周辺住民、近隣工場に、事業に対して御理解をいただいています。騒音、振動等の環境に関する基準につきましては、生活環境影響調査書から、いずれも法令規制内の計画であり、設備対策、公害防止対策が図られております。

以上のことから、計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に付議するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いいたします。

(大和委員)

はい。いくつか聞かせてもらいたいと思います。

審議会の図面の37ページ、図－7に令和3年の5月に、長沼町の市町村に対して説明していただいて、あと回覧板を回しましたということで、この時点で私も地元に近いものですから、市町村の方からも御相談をいただいております。

その中で、令和3年7月に説明会を実施したとありますけど、ここではどのような御意見が出たのかわかりましたら、お答えいただければと思います。

(伊勢崎市)

お答えいたします。

この説明会の時には、地区の役員等、10名出席していただいて、あらかじめ受けていた質問に対し回答を行ったというものでございまして、安全管理面とか、あと運搬のこととか、こういったことを回答しているというものでございます。以上でございます。

(大和委員)

結局、いずれにしてもこのルール通りに行っていれば致し方ないだろう、という長沼地区の総意ということで、その場は終わったという御理解でよろしいでしょうか。

(伊勢崎市・田島課長)

はい。おっしゃるとおりでございます。

(大和委員)

もう1点よろしいでしょうか。

(丸山会長)

はい。どうぞ。

(大和委員)

これが利根川に近いということで、何かあった場合は、もちろん浸水する可能性もあると思いますけど、その辺の、浸水するっていうのは事前に台風等が近づいている等々で分かるかと思うんですけども、この辺の対応ですとかその辺についての考えは、この業者さんについて何か指導をすとか、また何かありましたらお答えいただければありがたいと思います。

(伊勢崎市)

はい。お答えいたします。

当該地につきましては、浸水時の水深は伊勢崎市の総合防災マップから、3mから5m未満という表示でございます。

日頃の備えにつきましては、もう既に伊勢崎市の情報メールというものがございまして、それは登録済みでございます。

また、災害時のマニュアルにつきましても作成しておりまして、避難訓練を年1回行うという風に聞いているものでございます。

また、台風等の脅威がございまして、利根川のライブカメラであったり、この情報メールをその都度チェックするという話は伺っております。以上でございます。

(大和委員)

もう1点よろしいでしょうか。

(丸山会長)

はい。どうぞ。

(大和委員)

この処理する物については、仮に水で流されたりした場合に、物としてのがれきが溜まってしまうっていうことはあるのかもしれませんが、有害物質で何か地域住民に影響があるようなことが分かるようでしたら、課長、よろしく御答弁お願いします。

(伊勢崎市)

はい。まず前段で台風の状況で流されるというようなお話がございました。気象状況につきましては、随時確認してですね、搬入を調整しながら、河川に流出させないような配慮をいたします、というようなところでございます。

それと有害物質との関係でございますが、こちら新築工事現場から出る廃材とかそういったものでございますので、有害物質が付着しているというところは考えていないというところでございますけれども、そこは十分チェックしていただくというものでございます。

以上でございます。

(大和委員)

はい。ありがとうございました。

最後、要望させてもらいますけど、地域住民としますと、今課長から説明がありましたとおり、リサイクルなどの環境保全等々を考えてみますと、必要な施設ということは重々承知をさせていただきましたが、地域の住民の皆さんの御意見を聞くと、やはり騒音ですとか匂いですとか、そういう心配がやはりついて回るのかなという風に思っておりますので、その辺ないように対策を、今課長からありましたとおりしていただけるということで、承知をした訳でありますけれども、引き続きの御指導をしていただきたく思いますので、よろしく願いして、私の質問と要望は終わりにさせていただきたいと思います。

(小林委員)

聞き逃したので確認なんですけども、図に排水計画しか書かれてないですけども、図3で説明された建屋が多くて、雨水はどういう風に処理するおつもりですか。敷地内の。

(伊勢崎市)

はい。お答えいたします。

敷地内の雨水につきましては、雨水浸透槽にて成分処理するというところでございます。

(小林委員)

それはどこに行くのでしょうか。

(伊勢崎市)

申し訳ございません。今、図面で赤いポインターで説明させていただきますけれども、

この図面には埋設されているものなので、表示はありませんけども、あのポイントのところに雨水貯留槽の方を設置する予定となっております。以上でございます。

(小林委員)

素朴な疑問ですけど、浸透方式とおっしゃいましたよね。

(伊勢崎市)

はい。

(小林委員)

浸透させるのですか。

(伊勢崎市)

はい。雨水貯留槽を浸透させると、地下水位も低いものですから、浸透させる方式になりますけど、ただ、それ以上の雨が降った場合には、既存の側溝を通して、ちょうど東側のところに断面の下水道がございますので、そちらの方に排出する方向で考えております。

(小林委員)

そうすると、排出する時の配管ってどこを通すのでしょうか。
イメージができないのですけども。

(事務局)

お答えいたします。

今、そのポイントから、まずオーバーフロー分を道路に沿って既存側溝がもうございますので、そのU字溝を通りまして、配管についても既存で落とし込む配管というものがございますので、その更に東側の方に、断面の大きい水路の方にオーバーフロー分を流し込むという計画でございます。

(小林委員)

自然浸透、オーバーフローした部分を流すとおっしゃいましたけど、要するに地表部が二つのこれらの要因に関わっているわけですね。

(伊勢崎市)

そのとおりです。

(小林委員)

ですね。そこから配管を回して、いわゆる側溝みたいのところを通して、大きいところに持っていくということですね。

(伊勢崎市)

はい。基本的には都市計画法の33条の開発許可の基準というものがございまして、技術的基準でございすけども、その算定式によりまして、必要容量に対して満足する計画容量も出しておりますので、基本的にはこれで問題ないというものになっております。

(小林委員)

今、防災というか水害が非常にうるさいのですが、ちなみにこれはどうやって算定されているのですか。

(伊勢崎市)

はい。計算式につきましては、先ほどの都市計画法33条の技術的助言の合意式っていう計算式でございすので、各係数を入れ込んで、このボリュームを出すというものでございす。

(小林委員)

ちなみに何年確率ですか。

(事務局)

開発許可基準の5年確率でやっております。

それから補足ですけど、浸透槽と申し上げたのですが、貯留浸透ということで、敷地内で30分以上の貯留能力をしつつ、浸透もさせながらオーバーフローは側溝に流すという計画になっています。

(小林委員)

ありがとうございます。

(丸山会長)

他にはございませんか。

(齋藤委員)

一つ質問したいのですが、今、自然災害とか水害とか、特に火災が発生したりしてまして、こういう木くずを扱ったりとか、ウッドチップにしてますと、火災の発生が多い、あることもあると思うのですが、この図面を見ますと、防火水槽が設置してあるようなんですけど、もちろん防火扉とか、そういうことも義務付けみたいのはあるのでしょうか。

(伊勢崎市)

建物の性質上、防火扉は必要ないというところございまして、その後、また消防法の方に消防同意といったものがございすので、そちらの方のチェックという風になるというものでございす。以上でございす。

(齋藤委員)

はい。わかりました。ありがとうございます。

(丸山会長)

よろしいでしょうか。それでは、御意見を伺いたいと思います。

それでは、本案について、都市計画上の支障なしと決定することで、御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

はい。それではそのように決定をさせていただきます。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人におかれましては、御退場をしてください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございます。

(傍聴人退場)

(丸山会長)

では最後に「三 その他」というのがございます。事務局からお願いいたします。

(大塚課長)

皆様、ありがとうございました。

それでは、次回の第198回審議会の開催についてでございますが、通例どおり、令和4年第1回定例県議会が閉会しました来年の3月の下旬の開催ということを予定しております。

具体的には、また会長に御相談させていただいて、期日の方を決定させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(丸山会長)

本日は御審議をいただきまして、ありがとうございました。

3号議案は否決ということで、あまりないのですが、やはり当事者の意見を聞きなさいよという方針でございますので、ちょっと意見表明がないとかいうくだりがありましたので、どういうふうになるのかわからなかったのだろうと思っておりますけど、もう1回よく練り直してですね、また必要があれば、再提出していただければよろしいかと思っております。

それからちょっと変わりますが、小林先生が言ったように、都市計画、前の都市計画と今度の都市計画を比べるというだけで、そこに住んでない我々からすると、今どうなっているのかというのがあまり目で情報が入ってこないから、例えばグーグルの画面かなんかで、今こうなってますよって、さっきの道路がこうなるとかを映像で出したりする

と、多分、学識経験者の委員の先生方が、今こんなかねとかってというのが多分わかると思いますので、全部の議案でそんなことをする必要ないと思いますけど、ひとつそんな工夫もされたらどうでしょうか。図面で説明を受けてわかりづらいですよ、何号何号線とかってというのはわかりません。ちょっとそれ感じましたので、僭越ですけど、議長の方からちょっと申し上げさせていただきました。

(大塚課長)

せっかく会長の方から御提案がございましたので、事務局の方としましても、今日は各委員さんの方からいただきました御意見をしっかり踏まえてですね、この3号議案については検討していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(丸山会長)

それでは審議を閉じたいと思います。

どうも御苦労さまでした。

(閉会 12:00)